



オープンソース
ライセンス研究所

杉本 等 (静岡大学、(株)パドロック)
藤本 亮 (静岡大学)
鳥居 敬史 ((株)パスコ)
湯澤 一比古 ((株)広告社ぶれいん)

<http://www.osll.jp/>

ライセンスと「精神」 ～オープンソースソフトウェア利用と現場の悩み

2013年11月23日



OLLの活動(2011年7月～)

- **セミナー（計12回）**
 - 東京周辺2回、名古屋2回、大阪2回、三河2回
 - 島根、大分、徳島、東京2回（協賛、後援）
- **勉強会（ほぼ毎月 計14回）**
- **企業向け研修（3回）**
- オープンソースカンファレンス浜松
- 学会発表
 - オープンソースソフトウェアライセンスの現状と課題
 - OSSライセンス情報のニーズの構造



ライセンスと「精神」
～オープンソースソフトウェア利用と現場の悩み



本日の発表内容

- GPLのJavaScriptファイルを利用した場合、サーバー側のソースコードをユーザーに公開しなければならないのか？
- LinuxカーネルドライバはGPL感染するのか？
- GPLと商用ライセンスを同じプロダクトにライセンシングできるのか？
- クラウドサービスとOSSライセンスについての法整備はどこまで進んでいるのか？
- GPLで、パートナー契約するときにソースを変更した場合は開示してね、という契約を別で取り交わすことはできるのか？販売代理店契約をしている場合は、ソース公開しなくてよいのか？

などなど

正解は???

オープンソースという考え方



商用利用

- オープンソースソフトウェアを利用したソフトウェア開発
～利用する時に直面する問題点～
- オープンソースライセンスの歴史的「精神」



オープンソースソフトウェアを利用したソフトウェア開発について ～利用する時に直面する問題点～



ソフトウェア開発を行うとき、
オープンソースソフトウェア(OSS)を利用するケースが増えていますが、
そこにはいろいろな問題があります。



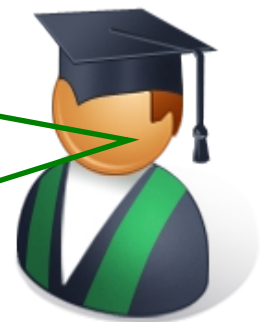
1. OSSの存在を知ったときの反応



開発担当

OSSという、ソースコードが公開されているソフトがある。
工数や開発期間の削減につながるの
で、最大限に利用したい。
勝手に使ってもいいかな。

「OSS」ってなに？
ソースコードが公開されているって、
勝手に使っても大丈夫なの？
「権利侵害」で訴えられない？
ライセンスをちゃんと読んでね。



法務担当

ライセンスを確認するのは法務の仕事でしょ？

ライセンスを読んでみての感想（法務担当）



オープンソースソフトウェアのライセンスを読んでみたが

- ①英語で書かれている
- ②技術用語ばかりで分からない
- ③義務もいろいろあるようだ
- ④アメリカではライセンス違反で訴訟になり
ソースコードを開示したケースもある
- ⑤解釈がいろいろありすぎて何を信じていいのか
分からない

困った・・・。



法務担当

特に気になるところ・・・



例えば、GPLのライセンスはフリーソフトウェア財団(FSF)が策定し、誰でも自分が書いたプログラムにライセンス適用できるようになっている。

ライセンスの解釈について、FSFと著作権者の想いが完全に一致すればいいが、必ずしも一致していないケースがある。

解釈について、コミュニティに確認したいが、GPLと矛盾した回答が返ってきた。

顧問弁護士数人にも相談したが、明確な回答が得られずもやもやした感じが残った。



法務担当としての回答



GPLの場合、
開発したプログラムと動的リンク・静的リンクすれば、開発したプログラムのソースコードも公開しないといけません。



法務担当

今回は、JAVAで開発します。
この場合って、リンク云々の問題ではないのですが、気にせず使ってもいいですよね？



開発担当

GNUのホームページにLGPLとJAVAの関係が書かれていましたが、イマイチはつきりしません。。

現場としては、明確な回答がないと動くことはできません。代替案を検討する場合、費用や時間がかかります。

9/24



【それぞれの悩み】

法務担当は、

- ①ライセンスを理解したいが、そもそも技術的なことが分からない。
- ②ライセンスを作った人と著作権者の意図が必ずしも一致しない。
QAとライセンスの内容と矛盾しているものもある。
- ③技術内容から解釈しきれないライセンスもある。
→技術担当者に対して具体的な指示ができない。

開発担当は、

どのような制限があるのか、
何をやったら違反になるのか、具体的に指示をしてほしい。



【課題】

(1) 技術(プログラミング知識)が分かる法務担当がいない。

開発担当も頭では分かっているが、それを法務担当者に分かるようになかなか説明できない。

※開発(技術)・法務の両面に対応できる人材の養成が必要

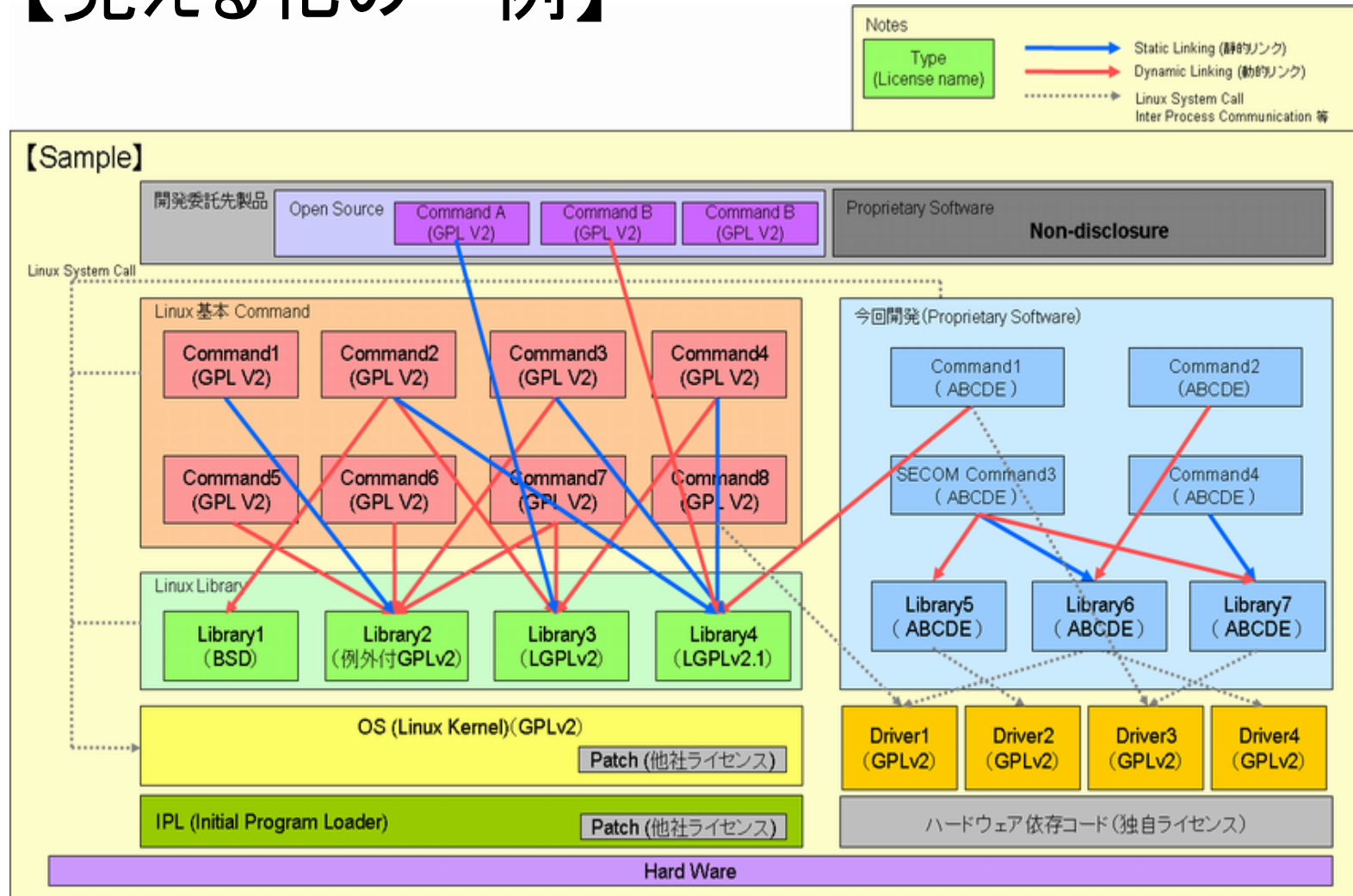
※開発内容の【見える化】が必要

(2) ライセンスの解釈に関し、不確定性があり、調べれば調べるほど泥沼化してしまう。

※最終的に採用の可否は、会社のポリシーに従い判断することになるが、その判断材料も乏しい。



【見える化の一例】



2. 開発工程でのライセンス確認作業



開発担当

法務担当が、ライセンスのチェックをしてくれるのは
ありがたいことです。
開発の各工程で同様なチェックが必要でしょうか。

困ったことがあれば、【適宜】相談してください。



法務担当

はたして【適宜】でいいのでしょうか？

2. 開発工程でのライセンス確認作業



法務担当に確認したところ「適宜」相談と言われた。
とりあえず、問題ないことが確認されているので、どん
どん開発を進めて、最後にまた結果を連絡すればいい。

開発担当

開発が終わったので、ライセンスのチェックをしま
したが、バージョンが異なるソフトや新たに追加
されたソフトウェアがありました。
その中には使用できないソフトもあったので、や
り直してもらわないといけません。。

そんな・・・



14/24
法務担当



【課題】

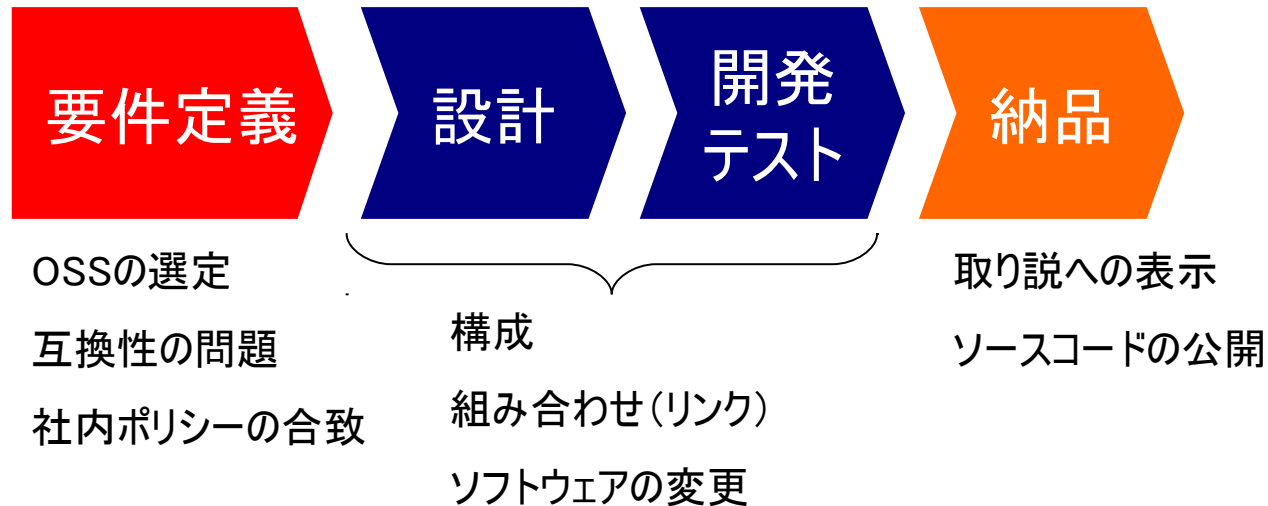
開発担当は、【適宜】と言われてもどう対応していいのかわかりません。

また、法務担当も常にモニタリングすることもできません。

そこで、各開発工程でチェックポイントを設けて、
チェックポイント毎で開発担当に利用状況等を報告してもらう。
という対応が求められます。



【解決策】



開発の「あたま」と「しっぽ」だけを押さえていればいいというものではありません。

たとえば、設計～開発～テストにおいては、種類・バージョンが変更になったら報告してもらう必要があります。

開発完了後に使えないOSSが存在したという事態になりかねません。



OpenSource OpenSource



ソフトウェアは買えない！



GPLもオープン
ライセン

エリック・レ
ブルース・ペ

ソフトウェアは買えない

1980年 アメリカ

1986年 日本
昭和61年

が欲しい

ルールは誰が決める？



著作権者が ルールを決められる

要求できるのは
費用だけではない

ソフトウェアの
ライセンスリスクは
何時もそこにある



GNU is not UNIX



GNU

F S F

1985年

UNIXのライセンスに抵触しないUNIXが欲しい



OSI は オープンソースライセンスのメタルール



追求している

クに見える物
るうリスク

ータリン

OSI

1998年

フリーソフトウェアの活用

10のライセンスルール

これを満たしていれば使って問題ない

GPLもオープンソース
ライセンス

エリック・レイモンド
ブルース・ペレンズ



オープンソース
ライセンス研究所

知的財産権の呪縛



知的財産権の呪縛の中で

人々が自由にソフトウェアを
利用できることを追求している

オープンソースのリスクに見える物
は知的財産権にまつリスク

ノーリスク・ノータリン



オープンソースライセンスの歴史的「精神」を忘れてはならない



OpenSource
OpenSource



OLLの活動（予定）



- 2013/11/27 勉強会
- 2013/12/04 東京セミナー@東京国際フォーラム
 - 「知財部門からみたオープンソースライセンスについて」
 - 「最近のオープンソースライセンス質問事例について」
 - 「OSSを利用してビジネスをしている企業、OSSをリリースしている企業、法務部門、エンドユーザなど、それぞれの立場におけるオープンソースライセンスの捉え方」
- 2014/01 勉強会
- 2014/02 勉強会
- 2014/03/22 オープンソースカンファレンス浜名湖

<http://www.osll.jp/>